

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

高知若草特別支援学校（R2.6改訂版）

【感染防止対策の7つの基本】

～ウイルスの除去と3つの密（密閉、密集、密接）を避ける！～

- 対策1** こまめに石鹸・流水により手洗い・消毒液での手指消毒を行うこと
※手指に付着したウイルスが、口や鼻・目などを触ることで増殖します。
※新型コロナウイルスの特徴から石鹸の使用は効果的です。
- ・登校時、出勤時など校舎内に入る時に必ず行う。
 - ・児童生徒の支援等に当たって、一行為一手洗い・手指消毒を徹底する。特に手や顔、頭などに触るときは、その前後に手洗い・手指消毒を行う。その際は必要に応じてペーパータオルを使用する。
 - ・可能な場合は児童生徒にも指導する。

- 対策2** マスクを着用すること
※飛沫による感染を少しでも防止するため、また咳エチケットのために効果があります。
※学校で使用するマスクが入手できない場合は保健室に相談してください。
- ・鼻から顎までを覆い、手で顔やマスクを触らない。
 - ・可能な場合は児童生徒にも指導する。
 - ・食事などで、マスクを外す場合、マスクの前面に触らないことや、外した時の管理に気をつける。
 - ・対策3・4とも関連し、必要な場合はフェイスシールドやゴーグルを使用する。

- 対策3** 密集を避け、人と人との間隔（1.5～2m）を空けること
※三密の空間を避けることが、集団感染を防ぎます。
- ・スクールバス、教室などにおいて、できる限り必要な間隔を確保できるよう、また向かい合わない等座席配置や整列の仕方を工夫する。
 - ・できる限り広い場所を使用する、または集団を分けるなどの工夫も行う。
 - ・食堂は、衛生面に気を付けて教室で給食を摂る学級と分けて使用する。
 - ・食堂で食事をする場合、終了次第教室に戻る。

- 対策4** 近距離での会話、大きな声での発声を控えること
※マスクをしている場合も、そうでない場合も、大きな声での会話や歌唱、近距離での会話などは、咳やくしゃみと同様の状況となります。
※大きな声での指導をしなくてもよい指導を考えることも大切です。
- ・適切な距離をとる。
 - ・マスクを外して食事をしているときはできるだけしゃべらない。
 - ・職員間でも注意し合う。

対策5 頻繁な換気（常時、20～30分毎＋休憩時間など）を行うこと

※三密の空間を避けることが、集団感染を防ぎます。

- 気温も考慮しながら、常時換気、20～30分ごとの換気、休憩時間の換気を実行する。エアコン使用時にも換気を定期的に行う。
- 対角線の出入り口や窓など2か所以上空ける。
- ウイルス除去とも合わせて、出入り口は常に開放しておくことも有効。
- 体調管理のため衣服の調節にも配慮する。
- スクールバスでは、停車中などに安全に気を付けてこまめに換気する。

対策6 教材やタオルなど物の共用をしないこと

※ウイルスの特徴により人から人の感染だけでなく、人から物・物から人の感染があることが分かっています。

- タオルや教材・教具等、使用する物は個人ごとに用意する。
- どうしても共用しなければならない物は、使用前後に消毒・除菌を徹底して使用する。

対策7 すべての場で人が触れる箇所の消毒・除菌を徹底すること

※排せつ物の飛沫からの感染もあることが報告されています。

※ドアノブや取っ手、手すり、手洗い場のレバーや蛇口周辺、トイレのドアや便座の蓋やレバー等たくさんあります。

- 児童生徒、教職員ともトイレ前後の手洗い・手指消毒を行う。
- 多数のものが使用する物、あるいは触れる場所は、トイレは使用后、その他教室やスクールバスなど、児童生徒の下校後（スクールバスは下車後）に清掃・除菌・消毒を徹底する。

※除菌・消毒液は、保健室に相談し、各場所ですぐ使えるよう準備しておくこと

※別紙「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」（A3版）を用いて、各部署、各教室等でチェックを行いましょう。

＜参考資料＞

- 「新型コロナウイルス感染症を防ぐには」（新型コロナウイルス感染症とは、発熱・風邪症状が出た時など）
保健所資料より抜粋
- 「感染症対策へのご協力をお願いします」（手洗い・咳エチケット・マスク着用）
厚生労働省
- 「「密閉」「密集」「密接」しない」
厚生労働省
- 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」
厚生労働省他

【児童生徒、教職員の保健・健康管理に関する対応】

1 児童生徒の登校・下校について

(1) 登校前

- 自宅を出る前に検温、風邪症状等体調不良の有無を確認する。
 - ※連絡帳により朝の体温を学校に連絡する。
 - ➡発熱、風邪症状等がなければ通常通り登校
 - ➡平熱より体温が高い、風邪症状等がある場合は、自宅静養
 - ※必要と思われる場合は通院
 - ※症状が無くなるまでは登校を控える。
 - ※地域の感染者に広がりが生じている場合は、同居の家族に風邪症状等がある場合も同様とする。

(2) 登校時

- 学校到着後、担任が連絡帳確認とともに検温、風邪症状等の有無を確認する。
- 医療的ケアの児童生徒は、保健室で、看護師により連絡帳確認とともに検温、風邪症状等体調不良の有無を確認する。
 - ➡前日下校後から当日朝までの体調等に気になることがある場合は、保健室に相談し、出席が可能かどうか判断する。
 - ➡体温が37.5℃を超える若しくは平熱より高い、風邪症状等がある場合は、自宅静養
 - ※保護者に連絡し、迎えを依頼。迎えまでは担当を固定し個別対応

(3) 学校滞在中

- 担任、看護師等により健康状態について観察
 - ➡体温が37.5℃を超える若しくは平熱より高い、風邪症状等体調不良がある場合は、自宅静養
 - ※保護者に連絡し、迎えを依頼。迎えまでは担当を固定し個別対応

(4) 下校時

- 下校時刻 30 分前頃に検温を行う。
 - ➡体温が37.5℃を超える場合は、保護者に連絡し、迎えをお願いする。放課後等児童デイサービスを利用している場合は、送迎者に連絡する。
 - ※下校時の体温が明らかに平熱より高い場合は、放課後等児童デイサービス事業所が預からない場合があるため

2 スクールバス利用について

- (1) 登校時 乗務員が、バス停での乗車時に、検温をしてきたかどうか確認する。
➡検温をしていない場合は、乗車を断わる。

- (2) 下校時 乗務員は担任から体調に問題がないことを確認し、下車時には乗車中の様子を保護者等に伝える。

- (3) バス運行前後、運行中の感染症予防対策について

※【感染防止対策の基本】及び別紙ガイドライン参照

- 登校時の下車、下校時の乗車は、車中での滞在時間を少なくするよう速やかに

行う。

- ・登校時の昇降口付近の混雑を避けるため、速やかに教室等へ移動する。
- ・必要な対策を行っても車中のリスクを完全には除去できないことが想定されるため、保護者には現状を理解していただき、乗車についての判断は保護者が行うものとする。

3 医療的ケアを必要とする児童生徒等について

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒や、基礎疾患等のある児童生徒の中には、新型コロナウイルスによる感染症の重症化リスクが高いケースもあることから、必要に応じて主治医や指導医に相談し、個別に登校の判断を行う。
- (2) 登校日の体調等については、保護者、看護師、担任等で十分に情報共有する。
- (3) 医療的ケアに関する感染症対策については、本ガイドラインを踏まえて、必要な対応を個別マニュアルに反映させる。

4 寄宿舍における対応について

- ・帰舎に当たっては、自宅で検温、風邪症状等の有無を確認する。
- ・学校登校前に、検温、風邪症状等の有無を確認し、学校に伝える。
- ・在舎時に、発熱や風邪症状等が見られる場合は、迎えを依頼し自宅静養とする。

5 保護者・外来者への対応について

- ・玄関（正面玄関及び寄宿舍玄関）に消毒液を置き、保護者・外来者には校内に入る際に必ず使用してもらう。併せて、検温、体調の確認及びマスク着用に協力を得る。備え付けの名簿に氏名等及び体温を記入してもらい、記録を残す。

6 児童生徒の定期的健康診断について

- ・予定していた健康診断について、年度内に実施できるよう再度調整する。
- ・実施が遅れることに伴う児童生徒の健康に対する配慮について、保護者や主治医・指導医等と連携し適切に対応する。
- ・その旨を保護者にも周知し、理解、協力を求める。

7 教職員の健康管理

- ・出勤前に検温、風邪症状等の確認を行う。
 - ➡平熱より体温が高い、風邪症状等がある場合は、出勤を控える。
 - ※必要と思われる場合は通院する。
 - ※症状が無くなるまでは出勤を控える。
- ・日々の体温、健康状態等を職員室備え付けの記録簿に各自記録する。併せて濃厚接触の可能性についての聞き取りなどがあった場合に備え、学校以外の場に立ち寄ったことなどもメモしておくことよい。

【児童生徒・教職員に感染者・濃厚接触者が発生した場合の対応について】

- 1 児童生徒に発生した場合（別紙フロー図参照）
- 2 教職員に発生した場合（別紙フロー図参照）

【学習指導等に関する対応】

- 1 授業等における配慮事項（全般）
 - ※【感染防止対策の基本】及び別紙ガイドライン参照
 - ・再開に当たって、長期に渡る休業が続いたため、児童生徒の身体面、精神面での十分なケアが必要と思われる。実態をよく見極めて必要な配慮を行う。
 - ・保護者等との情報共有を密に行うとともに、教員間でも的確な情報共有を行い、アクシデントやヒヤリハットが発生することがないように無理な活動を行わず、十分な配慮を行う。
 - ・全ての行事や授業等の取組について、ウイルスの除去、三密の解消に十分留意した計画を立てる。十分な配慮ができない取組については、中止や延期を検討する。
 - ・支援や介助はできるだけ固定した者が行うこととし、交代する場合や複数で対応する場合は、手洗い・手指消毒を行う。
 - ・児童生徒に対しても、健康管理、感染予防対策に関する指導を行う。
- 2 合同で行うことの多い学習、人数の多い学習グループでの学習について
 - ・三密を避けるよう、集団の人数や使用する教室を工夫する。
 - ・年度の後半に実施可能なものは時期を変更するなど指導計画の見直しを行う。
 - ・教室を分散し、テレビ会議システムを使用した授業を行うこと等も検討する。
 - (1) 体育科の授業について
 - ・三密を避けるよう、集団の人数や使用する教室を工夫する。
 - ・集団での競技は1学期には実施しないなど、年間指導計画を見直す。
 - ・使用する教具等の共有を避けるとともに、共用せざるを得ない物は消毒等を行う。
 - ・水泳の授業は可能、更衣室の使用やプールサイド、介助時には三密の解消に注意が必要。密着して支援する場合は、指導者はできる限りマスクを使用する。
 - (2) 音楽科の授業について
 - ・三密を避けるよう、集団の人数や使用する教室を工夫する。
 - ・歌唱などの実施方法、指導時期を見直す。
 - ・使用する楽器の共有をできるだけ避けるとともに、共用せざるを得ない物は消毒等を徹底する。

- 3 調理を伴う学習について
 - ・ 1 学期の間は、実施を見合わせる。
 - ・ 2 学期以降の実施については、衛生管理及びウイルス除去対策を徹底して行うよう計画する。

- 4 現場実習について
 - ・ 1 学期にどうしても実施しなければならない実習に限って計画（高3生中心）し、受け入れ先の意向、保護者・本人の了解を得られたもののみの実施とする。

- 5 校外学習（寄宿舍含む）について
 - ・ 1 学期中の校外に出る学習については中止とする。
 - ・ 2 学期以降に計画するものについては、感染症対策に留意した計画等準備を進めるが、実施の可否は期日が近づいた時点での判断とする。

- 6 交流および共同学習について
 - ・ 1 学期中に予定していた学習は、中止または延期とする。2 学期以降については、計画等準備を進めるが、実施の可否は期日が近づいた時点での判断とする。
 - ・ 居住地校交流学习については、1 学期中に相手校と打ち合わせを行い、2 学期からの実施に備える。

- 7 学校行事について
 - (1) 体育祭について
 - ・ 現状では、実施するとした場合、感染症対策に留意しながら、どのような内容や方法で実施できるか検討する。難しい場合は中止も検討する。
 - ・ 最終的な実施か否かの判断は9月上旬の状況を踏まえ判断することとする。
 - (2) 修学旅行について
 - ・ 2 学期中の実施について計画の変更を含め、準備を進める。
 - ・ 最終的な実施か否かの判断は、**小学部は8月末**、**中学部は7月末**、**高等部は6月半ば時点の状況や見通し**を踏まえ判断する。
 - ・ 感染の状況が収束していない場合は中止とし、小6・中3については可能な内容や方法で代替行事を行うことも検討、高2については次年度に延期することを検討する。
 - (3) その他の行事について
 - ・ 総文祭については、推進室の指示に従うが、実施の場合、生徒の参加及びその方法については検討する。➡WEB 総文に変更
 - ・ 避難訓練は、児童生徒の避難の方法や避難経路の確認を目的に行う。
 - ・ 終業式は放送で実施する（状況によっては、体育館で学部ごとなども検討）。
 - ・ 生徒会挨拶運動は、昇降口の混雑を避けるため、当面は行わない。
 - ・ 部活動は、教育活動再開後、部活動の実施が許可されてからの実施とする。

- 8 臨時休業に伴う授業時数確保、学習保障について
- ・児童生徒の過重負担とならないことを考慮しつつ、行事等授業以外の活動の精選、各教科等の授業内容の精選や指導時期や順番などを検討し、年間指導計画を立てる。必要に応じて補習の実施も検討する。
 - ・今後、再度臨時休業措置が取られた場合に学習支援に対応できるよう、課題や遠隔授業の実施について、研究、検討し準備しておく。

9 臨時休業や感染等に伴う児童生徒の欠席等の扱いについて

○参照

「県立学校等において教育活動再開後に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置について（令和2年3月30日時点）」

（令和2年3月30日付、元高保体第852号）

10 給食（食堂）について

※【感染防止対策の基本】及び別紙ガイドライン参照

※食堂への出入り、食事の前後には、必ず手洗いをを行う。

- (1) 配膳について
- ・配膳を行う者は、十分な手洗いをを行い、エプロン・頭巾・マスク着用で行う。
 - ・配膳された食事で、すぐ食べないものはラップをかけておく。
- (2) 食事中及び食事支援について
- ・食事の際の配席は、十分な間隔を取り、向かい合わない。
 - ・マスクを取る場合は、はずし方や保管に注意する。
 - ・特別食や各自の食具が間違いないか、十分に確認する。
 - ・会話を控え、食堂を使用する場合は、食事が終わった者から教室に移動する。
 - ・食事支援を行う者は、支援の前後に手洗い・手指消毒を行う。支援者が交代する場合も同様に行う。
 - ・医療的ケアを行うスペースに教職員が集中することがないように気を付ける。
- (3) 食堂の換気・清掃等について
- ・食堂・教室ともに、食事の前後、または食事時の換気を十分に行う。
 - ・下膳場所の混雑を避けるため、児童生徒が行う場合は運搬する食器等を少なくする、あるいは教員が行うなど配慮する。
 - ・食事後は、使用した場所の清掃とともに、テーブルやいすの消毒を行う。
- (4) 歯磨き指導について
- ・介助により歯磨きを行う場合は、必要に応じてフェイスシールドやゴーグルを使用する。
 - ・うがいの際の飛び散りに注意し、使用した歯ブラシ、コップ、洗面台等について、使用後には洗剤での洗浄または消毒を行う。

【寄宿舍生活に関する対応】

1 生活上配慮すべき事項及び対応

- ※【感染防止対策の基本】及び別紙ガイドラインを参考に対応を徹底する。
- ・ 舎室は1～2人部屋とし、互いの間隔を十分にとることができるよう配置する。
- ・ 食堂や談話室の利用に当たっては、十分間隔を取り、向かい合わない座席配置とする。
- ・ 舎室や共用部分等の消毒・除菌を一日一回以上行う。トイレや手洗い場等は使用ごとに行う。
- ・ 舎職員室の使用や、会議・研修の実施についても、換気に気を付け、密集した状態を作らないよう配慮する。

【学校運営上、必要となる事項への対応】

1 年間行事予定の見直しについて

(1) 学校行事等

- ・ 臨時休業中に予定されていたものを含め、全ての行事について感染症予防対策の観点から再検討する。行事の精選を行うなど行事予定の再構築を行う。

(2) 教職員の行う会議等

- ・ 働き方改革の観点で進めてきた会議の持ち方等を一層徹底し、精選や時間短縮、参加者の精選、準備の工夫、ICTの活用などを行い実施する。
- ・ 外部の会議等への出席、外部の方が参加して本校で行う会議等については、真に必要な場合に限り、管理職の判断により参加または実施する。

(3) 教職員の研修等

- ・ 県教育センターの実施する研修、県教委主催の協議会等については、県教育センターまたは県教委の指示に従う。
- ・ その他については、状況を踏まえて管理職が判断する。

(4) 地域支援（センター的機能）

- ・ 臨時休業中は、外部に出向いての支援は中止し、電話やメールで対応する。
- ・ 教育活動再開後においては、相手校等の地域の感染の確認状況等を踏まえ出向いての支援の可否を判断する。
- ・ 当面「わかば」の開室は行わない。

2 授業時間確保への対応について

- ・ 夏季休業を短縮し授業日を設定することについて→夏季休業 8月1日～26日
1学期 7月31日（金）まで
2学期 8月27日（木）から
- ・ その他行事の見直し等を行う。

3 教職員の健康管理及びサービスについて

○参照

「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について（通知）」

（令和2年3月5日付元教福大1707号教育長通知
改正令和2年4月6日2高教福第24号教育長通知）

【各部署での対応】

1 保健室の対応について

- 児童生徒、教職員の健康管理について、情報を収集・管理するとともに、必要な助言や指導を行う。
- 保健室の利用にあたっては、三密を避けるため、入室制限し、廊下などで待機してもらうこともある。また用務が終われば、速やかに退出する。
- 緊急でない、定期の体重測定などは、あらかじめ時間を予約して利用する。
- 校内のウイルス除去対策や、三密を避ける対策について、指導や助言を行うとともに、消毒液等の配置や補充等を行う。

2 事務室の対応について

- 1.5～2mの間隔で在室できる人数に気を付け、定期的、こまめに換気を行う。
- 対面での業務や電話対応などもしているので、できるだけ大きな声での会話はしない。
- 人数が集中しているときは、用務が終われば速やかに退出する。
- 外来者には、玄関での検温、マスクの着用、手指の消毒、体調の確認を行う。

3 厨房・食堂の対応について

- 学校栄養士を中心に、厨房、食堂のウイルス対策を徹底する。
- 学校栄養士は、担任等と連携し、バランスの取れた食事の仕方、食事や食堂利用のナマーなどについて助言や指導を行う。

【必要となる事項への対応～学校施設や物品の消毒・除菌について他】

1 ウイルス除去・感染予防のための消毒について

※「微酸性次亜塩素酸水」（金属腐食なし）による消毒・除菌

➡一日一回以上消毒液を対象に噴霧し、専用布巾で消毒液を拭き広げ乾燥させる。

（対象）使用後の教材や教具、机やいすを含む備品等

児童生徒や教職員が触れる手すりやドアノブ、スイッチ等

トイレの壁や床等

職員室の身の回りの物や、電話機、流し台等

➡使用ごとに消毒液を対象に噴霧し、拭き広げ乾燥させ使用する。

（対象）共用するセラピーマット、クッション等

トイレの便座やベット等

児童生徒の個人持ちの物品で消毒が必要な物

その他学習等で頻回に触れるなどで消毒が必要と思われる物や箇所

➡空間噴霧は行わない。

※0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム（金属腐食あり）での消毒・除菌

時間があるときや週末などには、この方法も取り入れる。

➡ゴム手袋等使用で、液を浸した布巾等で拭き取り、その後水絞った布巾等で再度拭き取りを行う。

➡教材等を液に浸して消毒する場合は、よく水洗いして乾燥させる。

※当面エタノールの使用は以下を優先する。

①医療的ケアの実施や保健室での処置の際

②嘔吐や涎が多い、排せつ介助等の際等リスクが高い場面での消毒

2 嘔吐や排せつ物の汚れ、汚染がひどい物の場合は、従来通り、ピューラックス（0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウムによる消毒液）による清拭や30分間のつけ置き消毒を行う。

➡手袋、マスクに加えて飛散があるなどの場合は、フェイスシールドやゴーグル等眼を防護するものを用いる。

3 児童生徒の汚れた衣類、タオル等の持ち帰りについて

・当面は、学校では、ひどい汚れのみ水洗いし、ビニル袋等に密封して持ち帰る。